資料２

広陵町第８期障がい福祉計画
広陵町第４期障がい児福祉計画
【骨子案】

令和８年 10 月

広陵町

あいさつ

目　次

第１部　総論 1
第１章　計画策定の基本的な考え方 2
第２章　障がい者等を取り巻く現状と課題 8
第２部　各論 33
第１章　第８期障がい福祉計画 34
　１　令和 11 年度までの数値目標 34
　２　障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策 34
　３　地域生活支援事業の見込み量と確保の方策 34
　４　その他の活動指標 34
第２章　第４期障がい児福祉計画 35
　１　令和 11 年度までの数値目標 35
　２　障がい児通所支援等の見込み量と確保の方策 35
　３　その他の活動指標 35
第３章　計画の推進体制 35
　１　住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携 35
　２　庁内推進体制の充実 35
　３　当事者の参加促進 35
　４　国・県・近隣市町村との連携 35
　５　進捗状況の把握 35
資料編 36
　１　広陵町障がい者施策推進協議会について 36
　２　用語集 36

第１部　総論

第１章　計画策定の基本的な考え方

１　計画の趣旨

広陵町（以下、「本町」という。）では、「障がい者総合支援法」および「児童福祉法」に基づき、令和６年３月に「広陵町第４期障がい者計画」「広陵町第７期障がい福祉計画・広陵町第３期障がい児福祉計画」を策定し、『障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち』の基本理念の実現に向けて、障がいのある人に関する施策を総合的に推進し、障がい福祉サービスの提供体制の確保や取組を進めてきました。

近年、障がいのある方の高齢化・重度化や、「８０５０問題」をはじめとする複合的な課題、医療的ケア児への支援ニーズの高まりなど、障がい福祉を取り巻く環境や地域課題は多様化・複雑化しています。

また、「地域共生社会」の推進に向け、分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

こうした背景を踏まえ、国においては、障がい者権利条約が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を取り入れた法整備が推し進められています。

令和６年４月には、改正障がい者差別解消法により民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたほか、改正障がい者総合支援法の施行により、グループホームの支援強化や「就労選択支援」の創設、基幹相談支援センター等の整備が努力義務化されるなど、障がいのある人の生活を支える基盤整備が進められています。また、令和７年度には新たに手話施策推進法が、令和８年度には高次脳機能障がい者支援法が施行されるなど、法整備が加速度的に進められています。

今回、「広陵町第７期障がい福祉計画・広陵町第３期障がい児福祉計画」の計画期間が令和８年度をもって終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第８期障がい福祉計画・広陵町第４期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がい者ご自身の心中に配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより本来示すべき対象が特定できなくなる恐れもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて全て「障がい」と表記しています。

2　近年の障がい者福祉制度における国の動向

年	主な動き
令和 元年	**○「読書バリアフリー法」の施行** ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定・実施
令和 2年	**○「障がい者雇用促進法」の施行** ・地方公共団体に障がい者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和 3年	**○「医療的ケア児支援法」の施行** ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体の支援の責務を明記
令和 4年	**○「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行** ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進　等
令和 5年	**○「障がい者基本計画（第5次）」の策定**
令和 6年	**○「障がい者差別解消法」の改正・施行** ・民間業者の合理的配慮の提供義務　等 **○「障がい者総合支援法」の改正・施行** ・グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、「就労選択支援」の創設、対象疾病（難病）の拡大　等
令和 7年	**○「就労選択支援」が開始** ・障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。アセスメント（評価）を活用して、本人の「希望」「就労能力・適性」「意向」などを整理し、本人に合った就労の選択を支援する **○「手話施策推進法」の施行** ・手話を言語として明確に位置づけており、地方公共団体は、手話通訳者の確保・育成や手話の普及・啓発等の手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を明記
令和 8年	**○「高次脳機能障がい者支援法」の施行** ・事故や病気による脳の損傷により記憶障がい等が表れる高次脳機能障がいについて、地方公共団体は、障がいに対する支援施策を総合的に策定し、実施する責務を明記

3　計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

「広陵町第８期障がい福祉計画」は、障がい者総合支援法第 88 条の「市町村障がい福祉計画」として位置づけられるものであり、本町における障がい福祉サービスの充実と、支援体制の計画的な整備を目指すものです。

■障がい者総合支援法における計画の位置づけ

第 88 条　市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。
2　市町村障がい福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
二　各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
3　市町村障がい福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
一　前項第二号の指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
二　前項第二号の指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
（4～5略）
6　市町村障がい福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障がい児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
（7～12 略）

また、「広陵町第４期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の「市町村障がい児福祉計画」として位置づけられるものであり、本町における障がい児支援の提供体制を計画的に確保することを目指すものです。

■児童福祉法における計画の位置づけ

第 33 条の 20　市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障がい児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量

３　市町村障がい児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定通所支援又は指定障がい児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（４～５略）

６　市町村障がい児福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第１項に規定する市町村障がい福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（７～12 略）

（２）各種計画における位置づけ

本計画は、町政の基本方針を示す最上位計画である「第５次広陵町総合計画（計画期間：令和４年度～令和 15 年度）」及び本町のまちづくりの基本規範となる「広陵町自治基本条例」と整合性を図るものとします。

また、総合的な福祉に取り組むための計画である「第２期広陵町地域福祉計画」を上位計画とし、「広陵町第４期障がい者計画」と関連分野の計画である「広陵町第 10 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」、「広陵町健康増進・食育推進計画」や、国・県の計画や法律、条例とも整合のとれたものとし、連携を図っていきます。

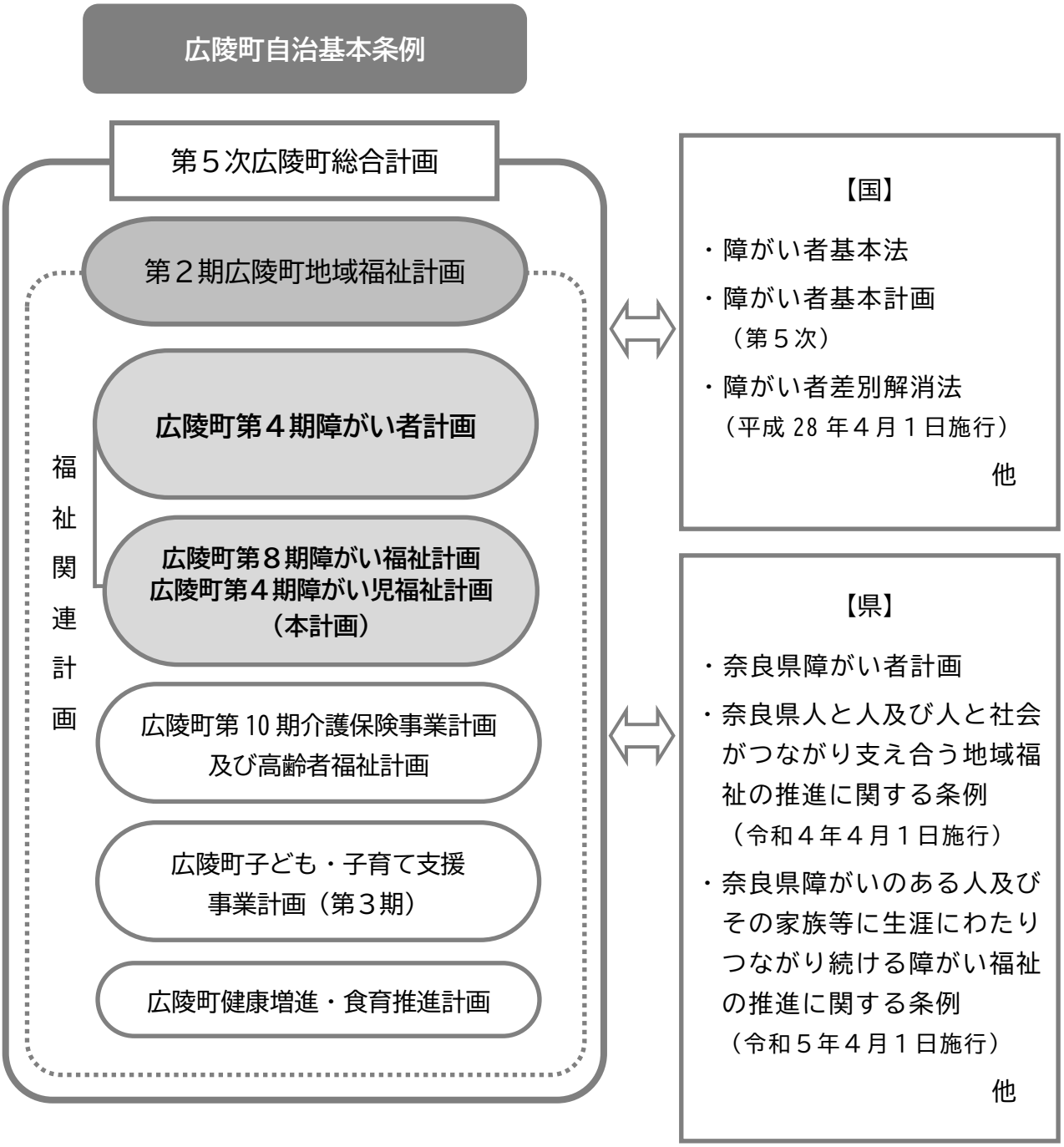

4　計画の対象

本計画の対象は、障がい者基本法において障がい者と定義されている「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、療育の必要な児童や自立支援医療の支給を受けている人並びに治療方法が確立していない疾病やその他の特殊な疾病（難病）患者等が含まれます。なお、「障がいのある者」には、障がい者手帳を所持していない人も含みます。

5　計画の期間

本計画の期間は令和９年度から令和 11 年度までの３か年とします。

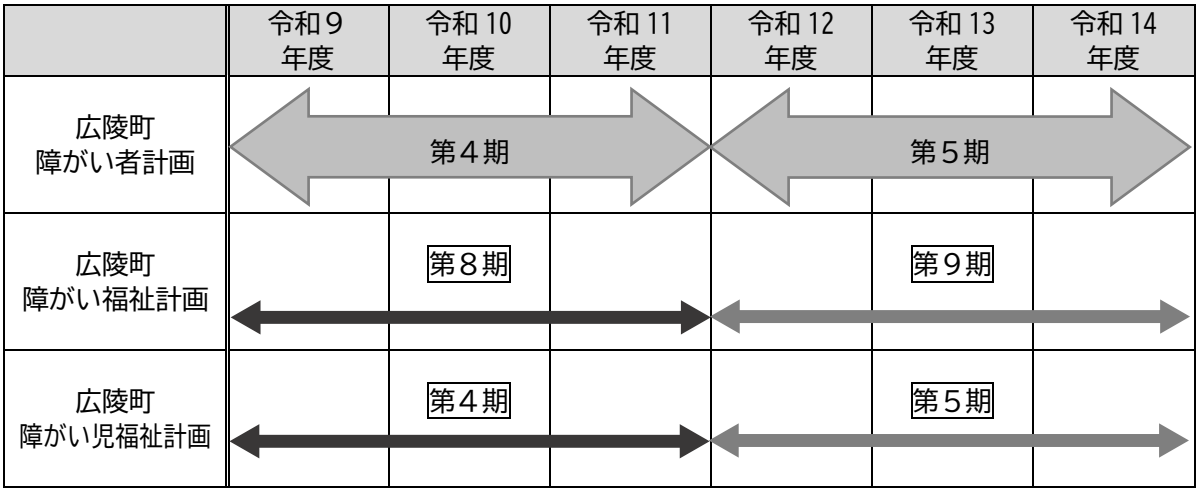

第２章　障がい者等を取り巻く現状と課題

１　人口構造

（１）総人口・年齢別人口の推移

人口の推移をみると、本町の人口は令和３年度から令和７年度にかけて減少傾向で推移し、令和８年度には増加に転じています。０～14 歳、15～64 歳、65 歳以上の年齢別の推移についてみると、65 歳以上人口は概ね増加傾向にあり、０～14 歳、15～64 歳人口は増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。それに伴い、令和２年度以降は高齢者の割合が上昇しています。

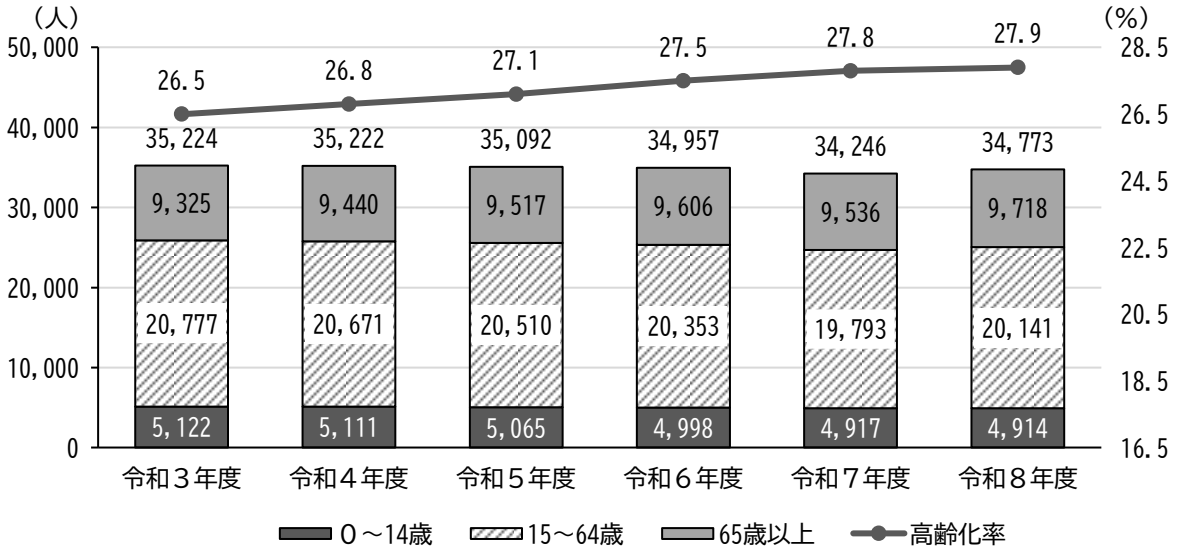

資料：住民基本台帳（各年度末）

（２）世帯数の推移

世帯数の推移をみると、世帯数は増加している一方、１世帯あたりの人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

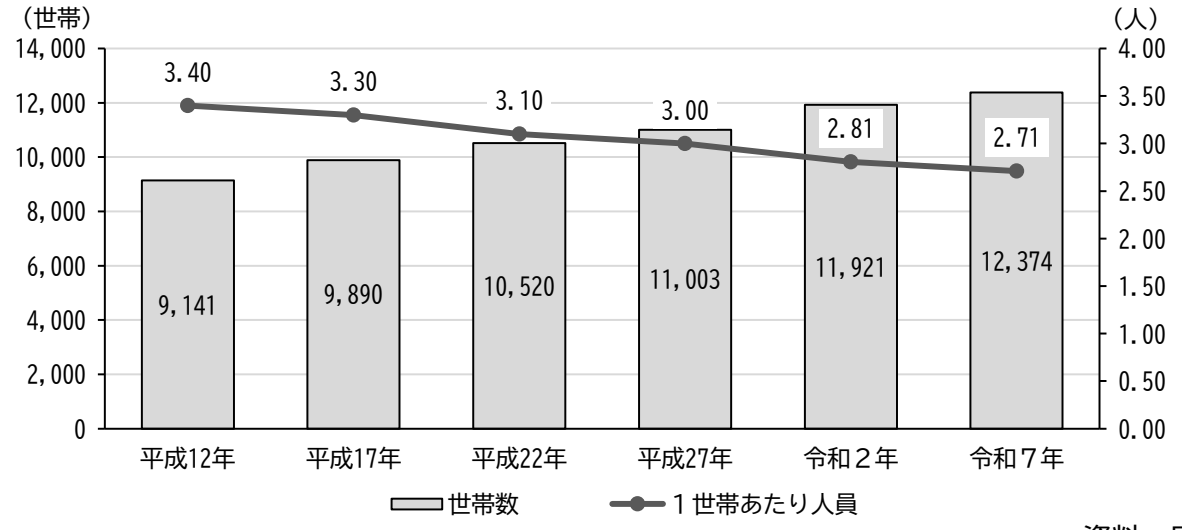

資料：国勢調査

2　障がい者の状況

（1）身体障がい者手帳所持者数の推移

① 身体障がい者手帳所持者数の年齢別の推移

身体障がい者手帳所持者数の年齢別の推移をみると、18 歳未満は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。18～64 歳・65 歳以上は減少傾向となっています。

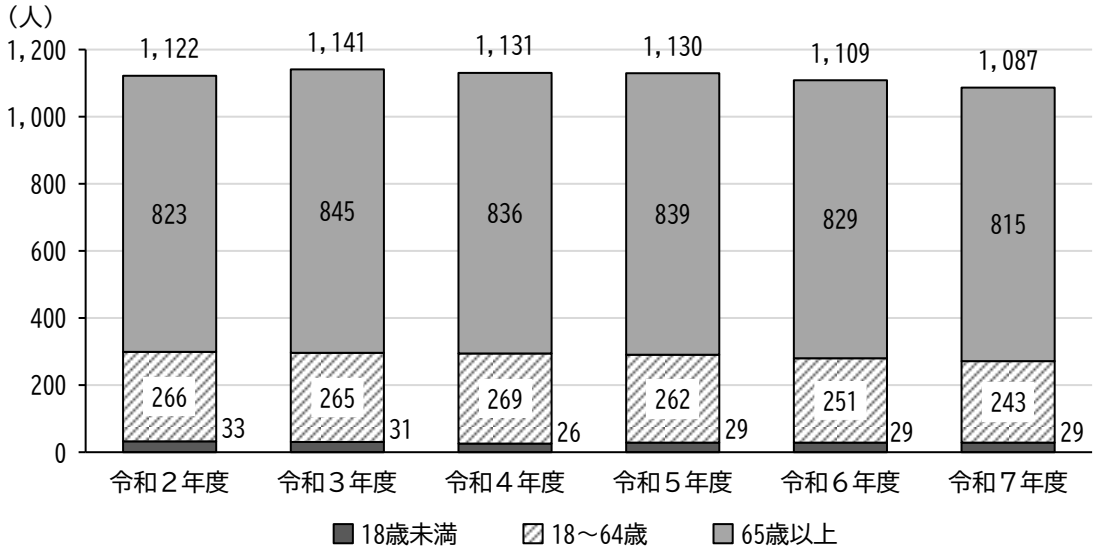

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

② 身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移

身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移をみると、肢体不自由において減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

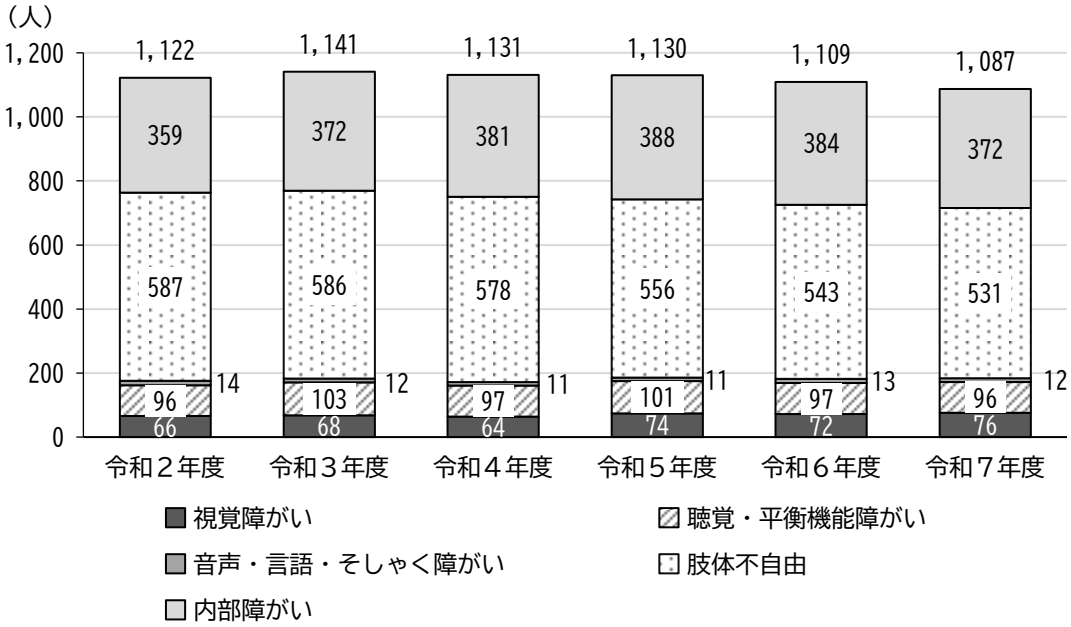

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

③ 身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移

身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移をみると、１級と３級は令和６年度、４級は令和７年度以降に減少傾向となっています。

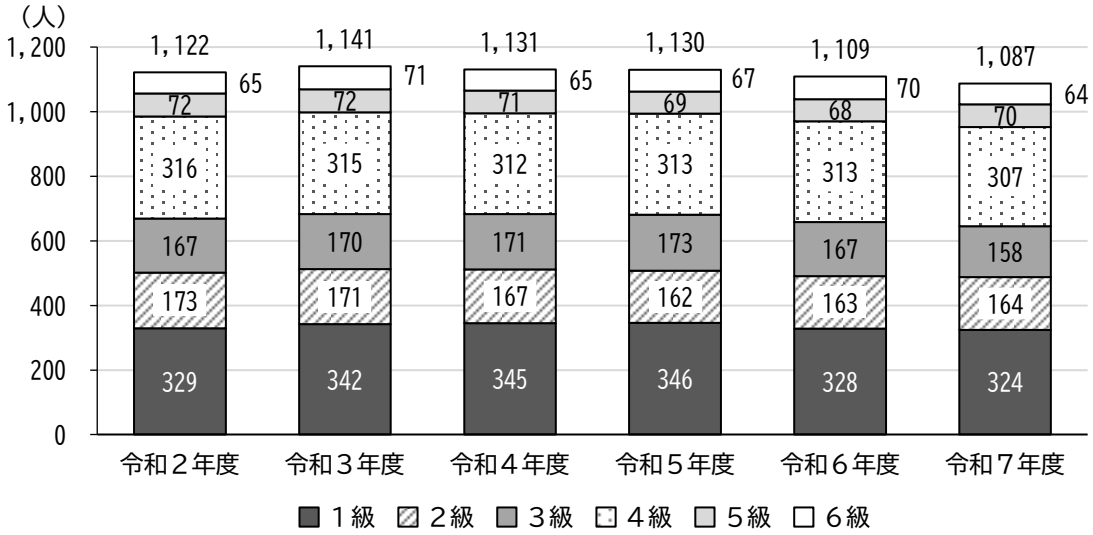

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

（２）療育手帳所持者数の推移

① 療育手帳所持者数の年齢別の推移

療育手帳所持者数の年齢別の推移をみると、すべての年齢で増減を繰り返しながら増加傾向となっています。

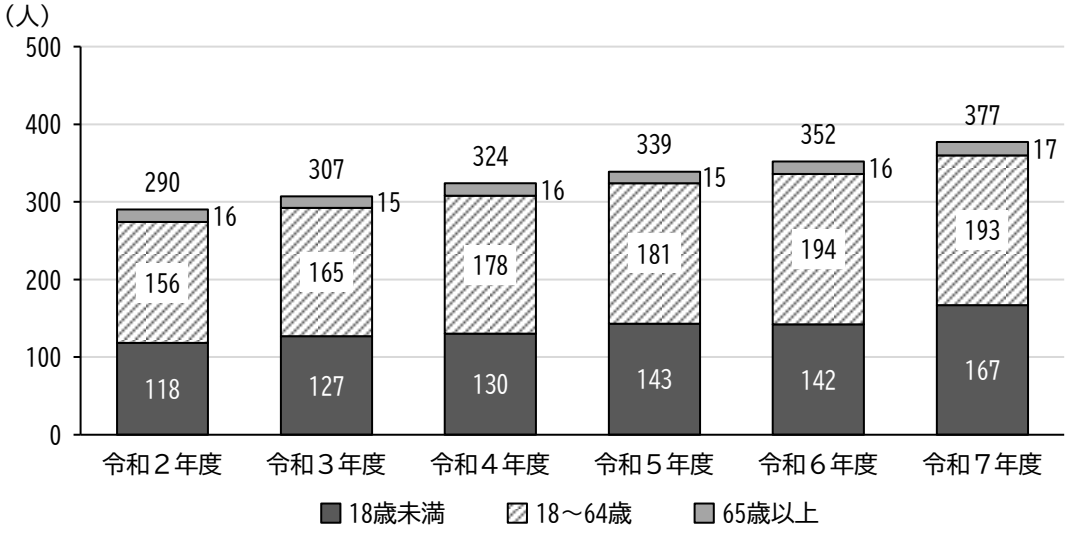

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

② 療育手帳所持者数の等級別の推移

療育手帳所持者数の等級別の推移をみると、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）ともに増加傾向となっています。

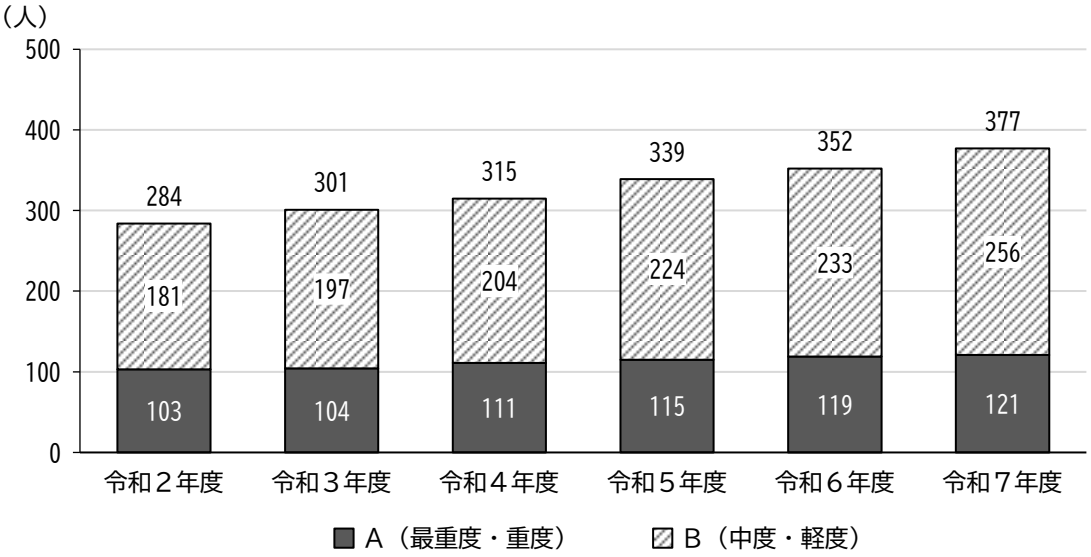

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

（３）精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

② 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移をみると、18 歳未満は増減を繰り返しながら増加傾向となっています。また、18～64 歳・65 歳以上は増加傾向となっています。

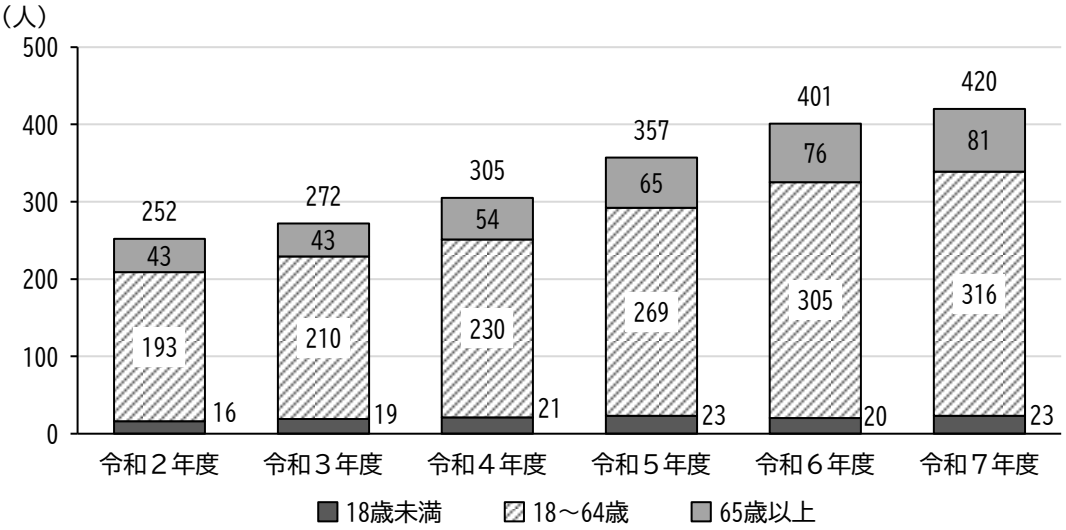

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

② 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、１級は微増傾向にあり、２級、３級は大幅な増加傾向となっています。

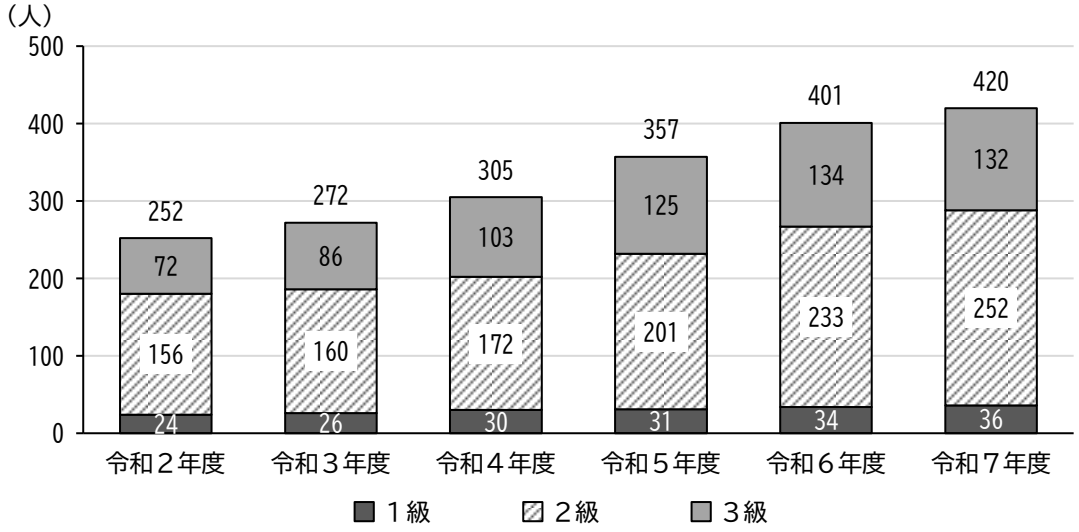

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

（４）自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、全体的に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。更生医療、育成医療は横ばいであるものの、令和２年以降、精神通院医療が大きく増加しています。

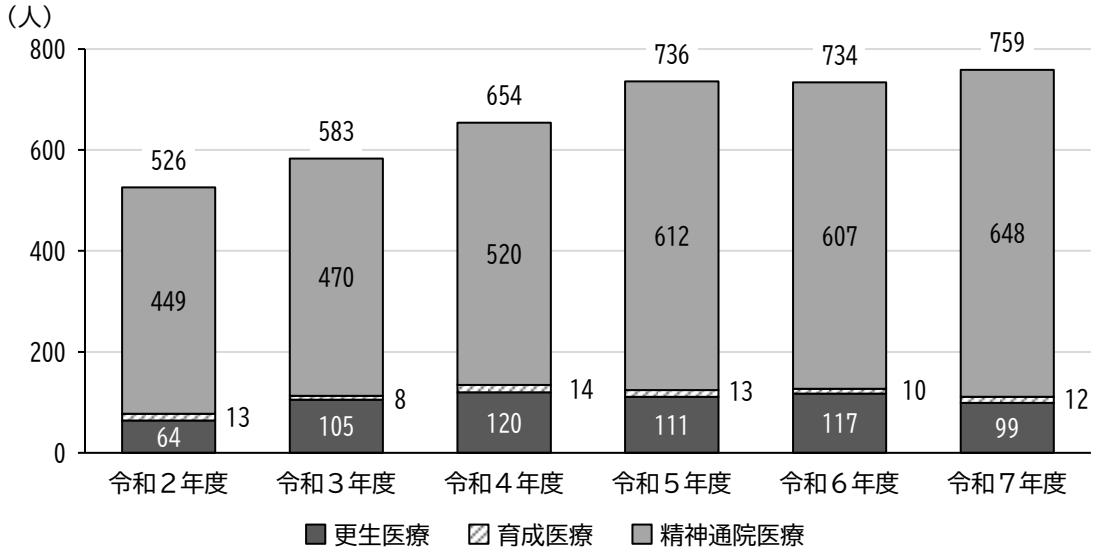

資料：広陵町社会福祉課（各年度末）

（５）難病等対象者の状況

国は、昭和 47 年に「難病対策要綱」を制定し、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」、「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」について、総合的な難病対策を実施することを示しました。原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う特定疾患対策研究事業として、令和７年４月からは 348 疾患が指定されています。

広陵町内の特定疾患治療研究事業の対象者は、令和７年３月 31 日現在で 391 人となっています。

（人）

病名	令和５年度	令和６年度	令和７年度
潰瘍性大腸炎	73	79	73
パーキンソン病関連疾患	64	63	61
全身性エリテマトーデス	23	22	20
クローン病	14	14	13
ＩｇＡ腎症	14	13	13
皮膚筋炎/多発性筋炎	12	14	13
後縦靭帯骨化症	11	9	8
顕微鏡的多発血管炎	9	10	8
多発性硬化症/視神経脊髄炎	10	10	11
その他	122	175	171
総数	352	409	391

資料：奈良県中和保健所

（６）特別支援学校（小・中学部・高等部）及び小・中学校の特別支援学級の在籍者数

① 特別支援学校の在籍者数の推移

特別支援学校の在籍者数の推移をみると、小学部は増減を繰り返しつつ増加傾向にあり、中学部は令和５年度以降増加傾向となっています。また、高等部は増減を繰り返しつつ減少傾向となっています。

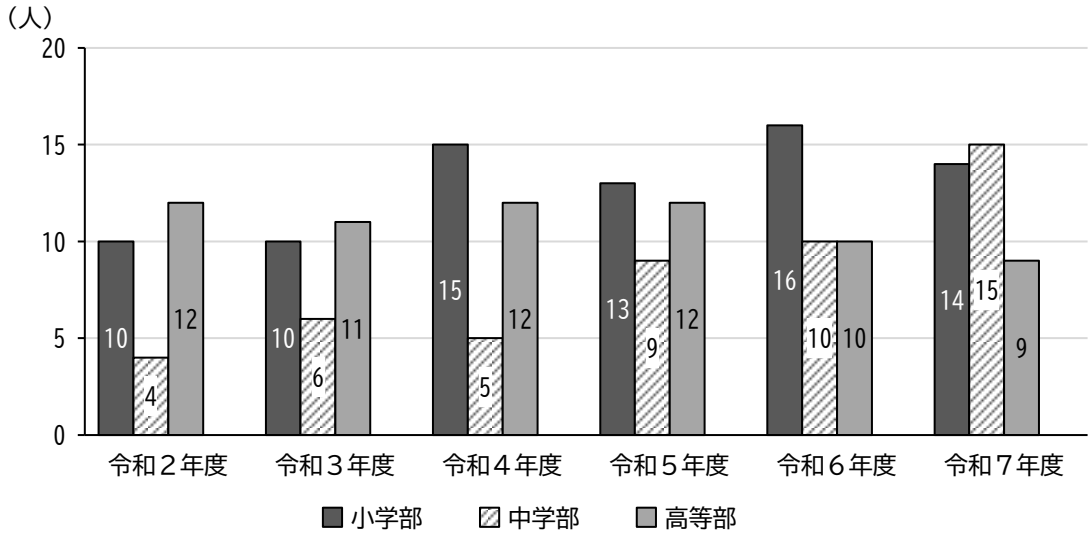

資料：広陵町教育委員会（各年度５月１日末時点）

② 特別支援学級の在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校は令和５年度以降減少傾向にあり、中学校及び通級教室は増加傾向となっています。

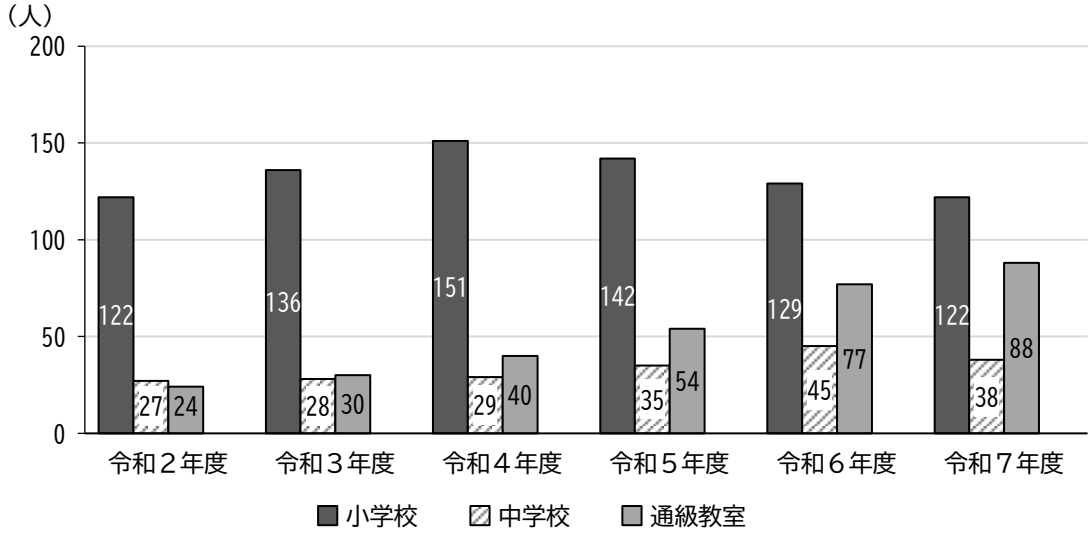

資料：広陵町教育委員会（各年度５月１日末時点）

③ 特別支援学校の卒業生の進路状況の推移

特別支援学校の卒業生の進路状況の推移をみると、就労支援Ａ・Ｂは横ばいの推移にあり、福祉施設通所は令和５年度以降減少傾向にあります。進学・専修学校等入学・一般就労は、令和７年度を除き０人となっています。

（人）

進路	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
進学	0	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	0	1
一般就労	0	0	0	2	0	1
就労支援Ａ・Ｂ	1	2	1	3	4	1
福祉施設通所	1	3	9	7	2	1
その他	0	0	0	0	0	0
総数	2	5	10	12	6	4

資料：特別支援学校（各年度５月１日時点）

3　障がい福祉サービス等の実施状況

（1）障がい福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

居宅介護は、利用時間が各年で計画値を下回るものの、利用人数は令和６年度・令和７年度で上回り、重度訪問介護は、利用時間・利用人数ともに各年で計画値を下回っています。一方で、同行援護と行動援護は利用時間・利用人数ともに計画値を上回っています。なお、重度障がい者等包括支援については、期間内の利用実績がありませんでした。

■訪問系サービスの実績値

項目	単位※	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間/月	1,322	1,345	98.3%	1,413	1,463	96.6%	1,334	1,581	84.4%
	人/月	78	75	104.0%	84	82	102.4%	78	89	87.6%
重度訪問介護	時間/月	95	171	55.6%	0	185	0.0%	0	185	0.0%
	人/月	1	2	50.0%	0	3	0.0%	0	3	0.0%
同行援護	時間/月	64	45	142.2%	87	45	193.3%	116	52	223.1%
	人/月	7	4	175.0%	7	4	175.0%	7	5	140.0%
行動援護	時間/月	808	573	141.0%	948	617	153.6%	1,030	661	155.8%
	人/月	35	26	134.6%	42	28	150.0%	43	30	143.3%
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	人/月	0	0	－	0	0	－	0	0	－

※「時間／月」とは、それぞれの利用者が１か月に利用した時間の合計

※「人／月」とは、１か月に利用した利用者の延べ人数

② 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）は、利用日数・利用人数ともに計画値を上回っています。また、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（Ａ型）、短期入所は、利用日数・利用人数が減少しています。また、生活介護や就労選択支援では年度により実績が上下し、療養介護は計画どおりの推移となっています。

■日中活動系サービスの実績値

項目	単位※	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
生活介護	人日/月	1,918	1,921	99.8%	2,016	1,958	103.0%	2,113	2,015	104.9%
	人/月	104	102	102.0%	101	104	97.1%	104	107	97.2%
自立訓練（機能訓練）	人日/月	7	35	20.0%	6	35	17.1%	16	46	34.8%
	人/月	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	4	50.0%
自立訓練（生活訓練）	人日/月	21	20	105.0%	33	20	165.0%	55	20	275.0%
	人/月	3	2	150.0%	2	2	100.0%	4	2	200.0%
就労選択支援	人日/月	0	0	－	0	0	－	10	0	－
	人/月	0	0	－	0	1	0.0%	1	2	0.0%
就労移行支援	人日/月	87	76	114.5%	138	87	158.6%	163	98	166.3%
	人/月	8	7	114.3%	8	8	100.0%	10	9	111.1%
就労継続支援（Ａ型）	人日/月	462	592	78.0%	435	629	69.2%	474	666	71.2%
	人/月	34	32	106.3%	23	34	67.6%	27	36	75.0%
就労継続支援（Ｂ型）	人日/月	1,155	1,064	108.6%	1,338	1,078	124.1%	1,424	1,092	130.4%
	人/月	91	76	119.7%	80	77	103.9%	82	78	105.1%
就労定着支援	人/月	5	2	250.0%	3	3	100.0%	2	4	50.0%
療養介護	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
短期入所（ショートステイ）	人日/月	193	198	97.5%	191	218	87.6%	215	238	90.3%
	人/月	42	30	140.0%	29	33	87.9%	30	36	83.3%

※「人日/月」とは、それぞれの利用者が１か月に利用した日数の合計

③ 居住系サービス

自立生活援助は、令和６年度で計画値を上回りましたが、令和７年度以降は利用実績がありません。また、共同生活援助（グループホーム）は、令和７年度以降で計画値を下回っています。施設入所支援では、各年で計画値を上回っています。

■居住系サービスの実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
自立生活援助	人/月	1	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
共同生活援助（グループホーム）	人/月	45	43	104.7%	43	46	93.5%	46	49	93.9%
施設入所支援	人/月	37	36	102.8%	36	36	100.0%	37	36	102.8%

④ 相談支援

計画相談支援は、令和７年度で計画値を上回っています。一方で、地域移行支援、地域定着支援は、利用実績がありませんでした。

■相談支援の実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人/月	55	57	96.5%	64	63	101.6%	52	70	74.3%
地域移行支援	人/月	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域定着支援	人/月	0	0	-	0	1	0.0%	0	1	0.0%

⑤ 障がい児福祉サービス

児童発達支援は令和６年度・令和７年度で利用日数・利用人数ともに計画値を上回る一方、保育所等訪問支援、障がい児相談支援では、計画値を下回っています。放課後等デイサービスは、令和６年度・令和７年度で利用日数が下回っているものの利用人数は増加傾向にあり、居宅訪問型児童発達支援やコーディネーター配置人数は計画通りの推移となっています。

■障がい児福祉サービスの実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日/月	724	720	100.6%	810	780	103.8%	754	825	91.4%
	人/月	97	96	101.0%	107	104	102.9%	99	110	90.0%
放課後等デイサービス	人日/月	1,549	1,656	93.5%	1,803	1,822	99.0%	1,959	1,989	98.5%
	人/月	168	169	99.4%	199	186	107.0%	216	203	106.4%
保育所等訪問支援	人日/月	13	16	81.3%	14	19	73.7%	14	21	66.7%
	人/月	13	13	100.0%	12	15	80.0%	13	17	76.5%
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
医療型児童発達支援	人日/月	2	13	15.4%	0	13	0.0%	0	13	0.0%
	人/月	1	2	50.0%	0	2	0.0%	0	2	0.0%
障がい児相談支援	人/月	69	70	98.6%	75	78	96.2%	72	87	82.8%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	7	7	100.0%	7	7	100.0%	8	8	100.0%

⑥ その他の活動指標

Ⅰ　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の整備は未実施ですが、精神疾患のある方の医療機関への入院や退院時の支援や、地域で安定して生活できるよう関係機関とのケース会議等は積極的に行っており、年々、協議の回数は増加しています。

一方で、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助の利用実績はありませんでした。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	9	12	75.0%	13	15	86.7%	17	17	100.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	67	84	79.8%	91	105	86.7%	120	119	100.8%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	3	1	300.0%	3	1	300.0%	4	1	400.0%
精神障がい者の地域移行支援	人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	－	0	1	0.0%	0	1	0.0%
精神障がい者の共同生活援助	人	14	13	107.7%	18	16	112.5%	19	19	100.0%
精神障がい者の自立生活援助	人	1	0	－	1	0	－	0	1	0.0%

Ⅱ　相談体制の充実・強化

総合的・専門的な相談支援については、障がいの種別ごとに相談支援事業所に相談支援事業を委託しており、専門職による支援を提供しています。

また、定期的に町内の相談支援事業所や委託先の相談支援事業所と連絡会を開催し、課題の整理をすることで情報の共有化を図り、連携強化に努めています。

■相談体制の実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
総合的・専門的な相談支援	有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	3	4	75.0%	3	4	75.0%	3	4	75.0%

Ⅲ　障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

サービスの支給決定について、職員がサービスの本質を理解し、利用希望者の自立や生活の質の向上に繋がる利用となるのかを判断するため、知識獲得に向けた研修会へ参加しています。

また、支給決定数や事業所からの請求、監査指導結果については他自治体とも共有を図り、適正な給付の決定に努めています。

■取り組み実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	2	3	66.7%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果、及び指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成

Ⅳ　地域生活支援拠点等

令和６年度から町内事業所と協議を重ね、令和７年に整備し、地域生活支援拠点を設置しました。令和８年度時点で相談支援・居宅介護・短期入所の事業所４箇所が登録しており、今後も充実に向けた検証を行っていきます。

■地域生活支援拠点等設置実績値

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	-	3	1	300.0%	4	1	400.0%
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	4	4	100.0%	9	4	225.0%	2	4	50.0%

4　地域生活支援事業の実施状況

（1）必須事業

理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業では、目標を達成、または計画値を上回っています。一方で、その他の事業では、目標や計画値を下回っています。

項目		単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
			実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成
自発的活動支援事業		有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
	基幹相談支援センター	有無	無	無	－	無	無	－	無	有	未達成
	市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	－	無	無	－	無	有	未達成
成年後見制度利用支援事業		人	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	2	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	－	無	無	－	無	有	未達成
意思疎通支援事業		人	8	8	100.0%	8	8	100.0%	7	8	87.5%

項目		単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
			実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	3	66.7%	6	3	200.0%	2	3	66.7%
	自立生活支援用具	件	3	3	100.0%	1	4	25.0%	3	5	60.0%
	在宅療養等支援用具	件	6	5	120.0%	6	6	100.0%	6	7	85.7%
	情報・意思疎通支援用具	件	4	3	133.3%	2	3	66.7%	2	4	50.0%
	排泄管理支援用具	件	189	143	132.2%	182	147	123.8%	197	151	130.5%
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	4	25.0%	0	4	0.0%	2	5	40.0%
手話奉仕員養成研修事業（受講者数）		人	10	10	100.0%	18	10	180.0%	18	10	180.0%
移動支援事業		時間	5,496	4,225	130.1%	5,723	4,550	125.8%	5,780	4,870	118.7%
地域活動支援センター事業		箇所	3	4	75.0%	3	4	75.0%	3	4	75.0%
		人	6	9	66.7%	6	9	66.7%	6	9	66.7%

（２）任意事業

日中一時支援、訪問入浴サービスともに、利用人数が各年で計画値を下回っています。

項目	単位	令和６年度			令和７年度			令和８年度見込み（９月時点）		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
日中一時支援	人	15	20	75.0%	12	22	54.5%	14	25	56.0%
訪問入浴サービス	人	3	5	60.0%	3	6	50.0%	2	7	28.6%

5　アンケート調査結果

（1）アンケート調査の概要

※アンケート調査集計後に掲載

（２）アンケート調査結果（一部抜粋）

※アンケート調査集計後に掲載

6　事業所調査結果

（1）事業所調査の概要

事業所調査を実施し、障がいのある方や障がい福祉に関わる事業所を取り巻く現状や課題、今後の方向性等に関する意向把握に努めました。

調査対象	町内特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所
調査方法	メールによる配布・回収
回収数	9件
調査期間	令和8年8月20日（木）～令和8年9月30日（水）

問　貴事業所の運営上で、課題や問題を感じることはありますか。
（あてはまるすべてを選択）

「事務量が増大している」が6件と最も多く、次いで「採用難や離職による慢性的な人員不足」「職員の専門性・育成の不足」が5件となっています。

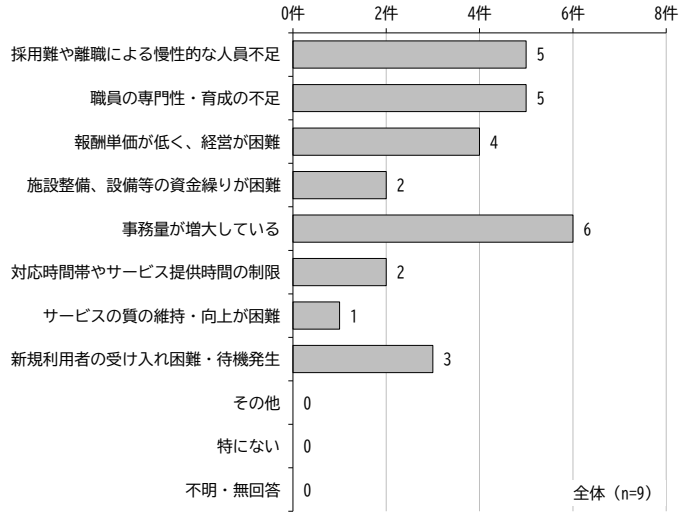

問　事業の運営をする中で、障がいのある方やその家族からどのような相談を受けることが多いですか。（主なもの３つまで選択）

「障がい福祉サービスや制度全般について」が７件と最も多く、次いで「発達や療育、保育・幼児教育について」「家庭や家族について（介護や親なきあとなど）」が４件となっています。

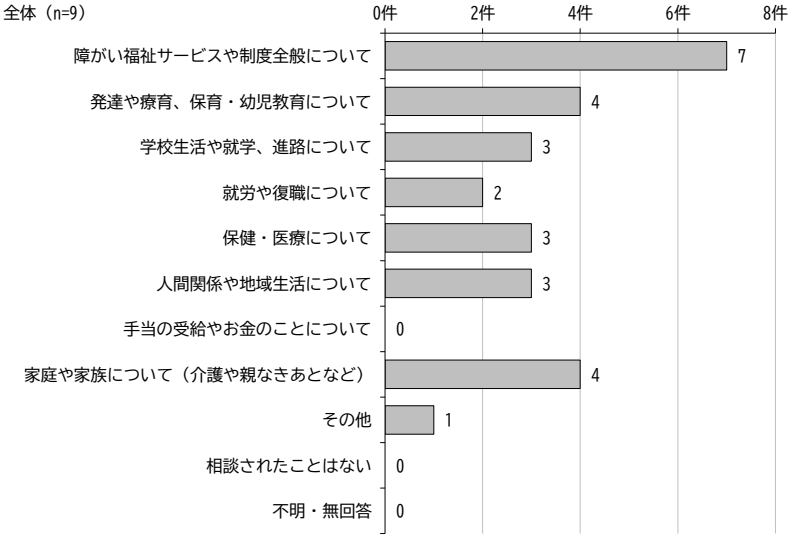

問　事業の運営をする中で感じる地域の課題として、どのようなことがありますか。（あてはまるすべてを選択）

「障がいのある方が働くことができる場所が少ない」が７件と最も多く、次いで「余暇活動等の場が少ない」「災害時の避難対策や避難所の整備が不十分」が５件となっています。

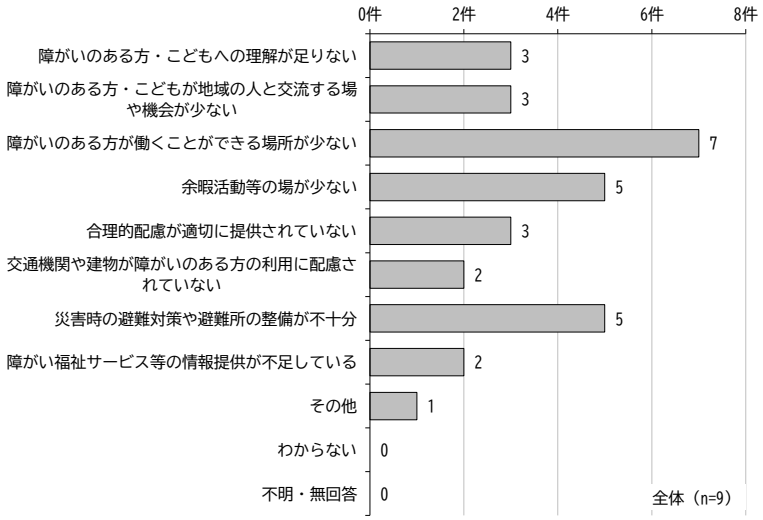

問　地域の理解を深めるために、何が必要だと思いますか。（主なもの３つまで選択）

「学校における福祉教育や人権教育の充実」が７件と最も多く、次いで「企業の積極的な福祉活動への参加」が６件、「地域の人との交流イベントの開催」「障がいに関する講演会や学習会の開催」「障がいのある方の積極的な社会進出」が３件となっています。

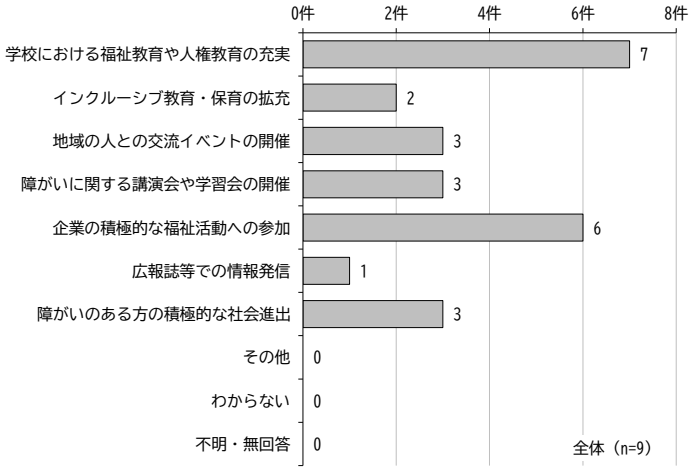

問　障がいのある方が、地域で安全・安心に暮らしていくために、現在不足していることや課題、必要だと思うことはありますか。（主なもの３つまで選択）

「緊急時の相談・支援体制」が７件、「発生時の避難支援・避難所での配慮」が６件、「地域での見守り体制」が４件となっています。

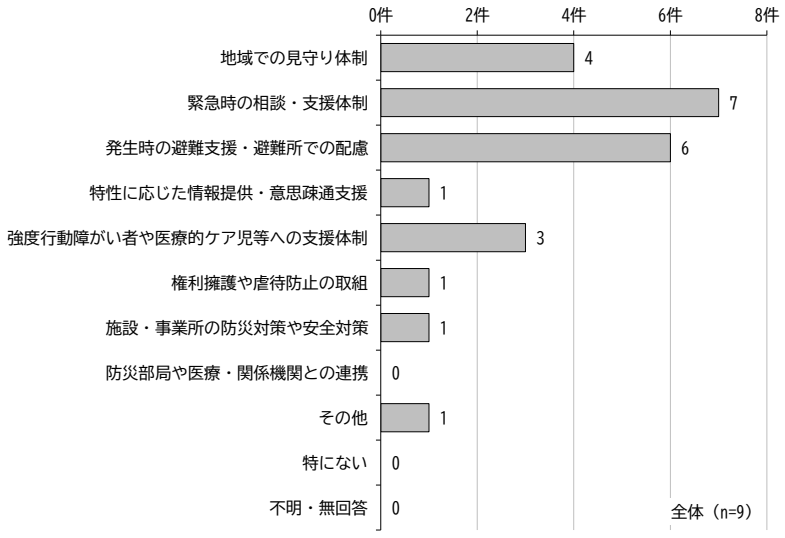

問　広陵町が障がいのある方にとって暮らしやすいまちになるため、重点的に取り組むべき分野を３つまでお選びいただき、取組を進めていくために必要なことをご記入ください。（主なもの３つまでを選択し、回答欄に記入）

「こどもの特性にあった教育・保育・学習支援」が６件と最も多く、次いで「総合的な相談体制の充実」が４件、「障がい福祉サービス等の情報提供の充実」が３件となっています。

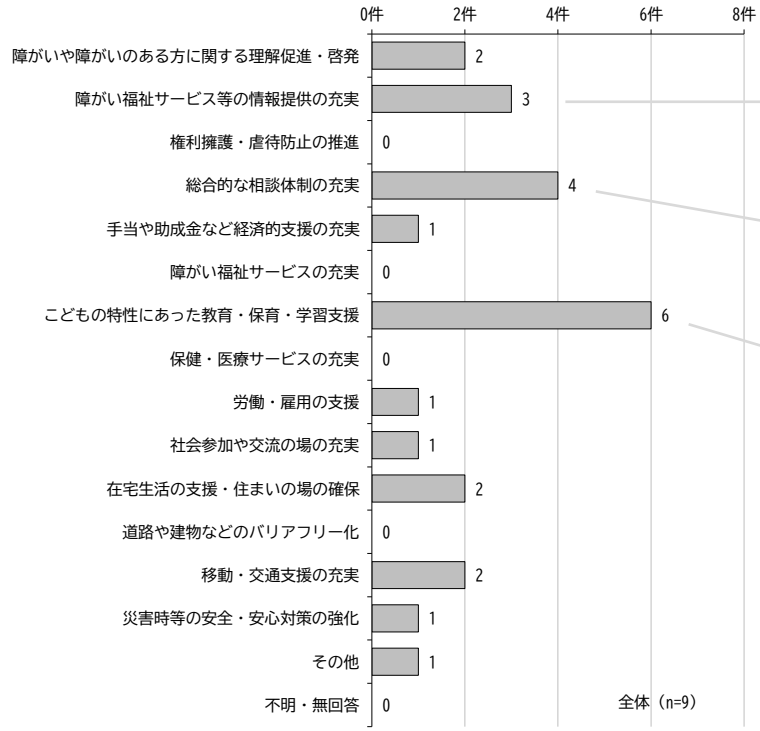

【取組を進めていくために必要なこと】

・情報発信
・障がい福祉サービスへの理解促進

・関係機関の連携

・事業者による校内支援
・関係課の連携
・特性に応じた学習機会の確保

7　今後の施策展開にあたっての課題

※アンケート調査集計後に掲載

第２部　各論

第１章　第８期障がい福祉計画

１　令和 11 年度までの数値目標

２　障がい福祉サービスの見込み量と確保の方策

３　地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

４　その他の活動指標

第２章　第４期障がい児福祉計画

１　令和 11 年度までの数値目標

２　障がい児通所支援等の見込み量と確保の方策

３　その他の活動指標

第３章　計画の推進体制

１　住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

２　庁内推進体制の充実

３　当事者の参加促進

４　国・県・近隣市町村との連携

５　進捗状況の把握

資料編

1　広陵町障がい者施策推進協議会について

2　用語集